

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第5号

(所 管) 教委総務部 教委総務課

件 名	堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部改正をふまえ、教育委員会が任命する会計年度任用職員の基本報酬及び期末手当の規定について、市の他の会計年度任用職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和6年3月29日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 勤勉手当に関する事項を定めるもの</p> <p>(2) 会計年度任用職員（元本市職員等会計年度任用職員等を除く。）の期末手当に係る支給割合について、100分の130から100分の122.5とするもの</p> <p>(3) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和6年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</p>

報告第5号

堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正について

堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和6年3月29日に臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和6年4月22日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条第9項及び第10条」を「第9条第10項、第10条第13項及び第12条」に改める。

第13条を第16条とする。

第12条中「ときは」の次に「、教育委員会が別に定める場合を除き」を加え、同条を第15条とする。

第11条第1項中「時間額パートタイム会計年度任用職員」の次に「(以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。)」を加え、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第2項中「その基準日」を「の基準日」に改め、「基本報酬」の次に「(条例第5条の規定により支給された基本報酬については、同条第2項の規定により常勤職員の例によって給与の全額が支給される期間に係るものに限る。)」を加え、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(勤勉手当を支給しない会計年度任用職員)

第13条 市規則第10条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には勤勉手当を支給しない。

- (1) 第10条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる者
- (2) 基準日において任用期間が6か月未満である者
- (3) 基準日において市規則第10条第1項第4号に掲げる職員に該当する者
- (4) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない者

2 第10条第2項の規定は、前項第2号の任用期間について準用する。

3 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第15条第2項（第3号、第4号、第7号、第12号及び第13号を除く。）の規定は、前項において準用する第10条第2項ただし書の規定による任用期間の通算について準用する。この場合において、同規則第15条第2項第8号中「条例第31条」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の額等)

第14条 時間額パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、市規則第10条第3項の規定にかかわらず、勤勉手当基礎額に同条第9項及び第11項に規定する職員の勤務成績による割合（第3項において「成績率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 第12条第2項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 3 市規則第10条第9項及び第11項に定めるもののほか、会計年度任用職員のうち堺市教職員の人事評価に関する規則（平成29年教育委員会規則第10号）の適用を受ける者の勤勉手当の成績率について必要な事項は、同条第12項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

第10条第1項第3号中「(教育委員会が指定する者を除く。)」を削り、同項第4号中「第9条第1項第4号」の次に「又は第5号」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間に相当する期間)

第11条 市規則第9条第8項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第28条第2項において読み替えて適用する同条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める勤務した期間に相当する期間について準用する。

附則第9項中「第11条第1項に規定する」を削り、「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に改め、同項を附則第11項とし、附則第8項を附則第10項とする。

附則第7項の前の見出しを削り、同項を附則第9項とし、同項の前に見出しとして「(継続職員の特例)」を付する。

附則中第6項を第8項とし、第5項を第7項とする。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第6項とし、同項の前に見出しとして「(堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置)」を付する。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(継続職員の給与に関する経過措置)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

- 4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第12条第1項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」とする。
- 5 第13条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者以外の者で、附則第3項の規定に基づき基本報酬の支給を受けるものには勤勉手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)
- 2 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。
第5条中「及び第28条第2項」を削る。

堺市教育委員会会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第3条第3項から第5項まで、第13条、第17条及び附則第3項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。以下「市規則」という。）第5条第4項、<u>第9条第9項及び第10条の規定に基づき、教育委員会が任命する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。</u></p> <p>（期末手当を支給しない会計年度任用職員）</p> <p>第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日において任用期間が6か月未満である者<u>（教育委員会が指定する者を除く。）</u></p> <p>(4) 基準日において市規則第9条第1項第4号に規定する職員に該当する者</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号。以下「条例」という。）第3条第3項から第5項まで、第13条、第17条及び附則第3項並びに堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号。以下「市規則」という。）第5条第4項、<u>第9条第10項、第10条第13項及び第12条の規定に基づき、教育委員会が任命する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定める。</u></p> <p>（期末手当を支給しない会計年度任用職員）</p> <p>第10条 市規則第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日において任用期間が6か月未満である者</p> <p>(4) 基準日において市規則第9条第1項第4号又は<u>第5号に規定する職員に該当する者</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(追加)

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第11条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額とする。

2 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前6か月においてその者に支給された基本報酬の合計額とこれに相当する額として教育委員会が別に定める額を合算して得た額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(追加)

(基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間に相当する期間)

第11条 市規則第9条第8項の規定は、堺市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第28条第2項において読み替えて適用する同条例第7条第1項に規定する教育委員会規則で定める勤務した期間に相当する期間について準用する。

(時間額パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 市規則第4条第1項第2号に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員(以下単に「時間額パートタイム会計年度任用職員」という。)の期末手当の額は、市規則第9条第3項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日前6か月においてその者に支給された基本報酬(条例第5条の規定により支給された基本報酬については、同条第2項の規定により常勤職員の例によって給与の全額が支給される期間に係るものに限る。)の合計額とこれに相当する額として教育委員会が別に定める額を合算して得た額を6で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(勤勉手当を支給しない会計年度任用職員)

第13条 市規則第10条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者には勤勉手当を支給しない。

(1) 第10条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる者

(追加)

(2) 基準日において任用期間が6か月未満である者

(3) 基準日において市規則第10条第1項第4号に掲げる職員に該当する者

(4) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない者

2 第10条第2項の規定は、前項第2号の任用期間について準用する。

3 堺市立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第15条第2項(第3号、第4号、第7号、第12号及び第13号を除く。)の規定は、前項において準用する第10条第2項ただし書の規定による任用期間の通算について準用する。この場合において、同規則第15条第2項第8号中「条例第31条」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第13条」と読み替えるものとする。

(勤勉手当の額等)

第14条 時間額パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、市規則第10条第3項の規定にかかわらず、勤勉手当基礎額に同条第9項及び第11項に規定する職員の勤務成績による割合(第3項において「成績率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 第12条第2項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

3 市規則第10条第9項及び第11項に定めるもののほか、会計年度任用職員のうち堺市教職員の人事評価に関する規則(平成29年教育委員会規則第10号)の適用を受ける者の勤勉手当の成績率について必要な

(給与を減額しない場合)

第12条 条例第13条の任命権者がやむを得ないと認めたときは、その者が常勤職員であるとした場合に職員給与条例第27条ただし書又は学校職員給与条例第31条ただし書の規定により給与を減額しないこととする場合とする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1・2 (略)

(継続職員の基本報酬に関する経過措置)

3 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則(令和2年教育委員会規則第16号)による改正前の堺市教育委員会特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年教育委員会規則第43号。以下「教育委員会非常勤報酬規則」という。)第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員(60歳に達した日の属する年度の末日を超えて任用する者を除く。)の基本報酬については、令和7年3月31日までの間、附則別表を適用し同表の左欄に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

(追加)

事項は、同条第12項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。

(給与を減額しない場合)

第15条 条例第13条の任命権者がやむを得ないと認めたときは、教育委員会が別に定める場合を除き、その者が常勤職員であるとした場合に職員給与条例第27条ただし書又は学校職員給与条例第31条ただし書の規定により給与を減額しないこととする場合とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1・2 (略)

(継続職員の給与に関する経過措置)

3 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し堺市教育委員会非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則(令和2年教育委員会規則第16号)による改正前の堺市教育委員会特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則(平成17年教育委員会規則第43号。以下「教育委員会非常勤報酬規則」という。)第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員(60歳に達した日の属する年度の末日を超えて任用する者を除く。)の基本報酬については、令和7年3月31日までの間、附則別表を適用し同表の左欄に掲げる職務の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める額とする。

4 前項の規定に基づき基本報酬の支給を受ける者に対する第12条第

(追加)

（堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 令和5年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の市規則別表第1」とする。

- (1) 週勤務時間数が15時間30分以上である者
- (2) 任用期間が6か月以上である者

5 前項の規定は、令和5年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬に

1項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の130」とする。

5 第13条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者以外の者で、附則第3項の規定に基づき基本報酬の支給を受けるものには勤勉手当を支給しない。

（堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

6 令和5年12月1日において別表の左欄に掲げるパートタイム会計年度任用職員であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「遡及対象職員」という。）以外の者に対する同年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「市規則別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の市規則別表第1」とする。

- (1) 週勤務時間数が15時間30分以上である者
- (2) 任用期間が6か月以上である者

7 前項の規定は、令和5年12月1日において遡及対象職員である者であって、同年4月1日から同年11月30日までの間に遡及対象職員でない期間（以下「不遡及期間」という。）があるものに対する同年4月1日から不遡及期間（そのものに不遡及期間が2以上あるときは、直近の不遡及期間とする。）の末日までの間における勤務に係る基本報酬に

ついて準用する。

6 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和5年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の別表第1」とする。

（継続職員の特例）

7 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し教育委員会非常勤報酬規則第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に第4条第1項の規定を適用する場合の経験年数は、同条第2項に規定する経験年数に、施行日におけるその者の経験年数を加えたものとする。

8 前項の施行日におけるその者の経験年数の算定に当たっては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和2年規則第29号）第4条の規定による改正前の堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年規則第120号）別表第5の備考の規定を準用するものとする。この場合において、同表の備考第4項中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

9 第11条第1項に規定する時間額パートタイム会計年度任用職員の

ついて準用する。

8 市規則別表第1の左欄に掲げる職務の区分に該当するパートタイム会計年度任用職員に対する令和5年4月1日から同年12月31日までの間における勤務に係る基本報酬に関する第4条第3項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる市規則第3条第4項中「別表第1」とあるのは、「堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第80号）による改正前の別表第1」とする。

（継続職員の特例）

9 条例附則第2項に規定する継続職員に該当し教育委員会非常勤報酬規則第6条第2号又は第3号の適用を受けていたパートタイム会計年度任用職員に第4条第1項の規定を適用する場合の経験年数は、同条第2項に規定する経験年数に、施行日におけるその者の経験年数を加えたものとする。

10 前項の施行日におけるその者の経験年数の算定に当たっては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（令和2年規則第29号）第4条の規定による改正前の堺市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年規則第120号）別表第5の備考の規定を準用するものとする。この場合において、同表の備考第4項中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

11 時間額パートタイム会計年度任用職員のうち、条例附則第2項に

うち、条例附則第2項に規定する継続職員に該当する者に施行日以後最初に支給する期末手当については、第11条第2項の規定により合算して得た額に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）第12条の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき令和元年11月1日以後の日を支給対象として支給された報酬を加えた額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を第11条第1項の期末手当基礎額とする。

規定する継続職員に該当する者に施行日以後最初に支給する期末手当については、第12条第2項の規定により合算して得た額に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）第12条の規定による改正前の堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）に基づき令和元年11月1日以後の日を支給対象として支給された報酬を加えた額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を第12条第1項の期末手当基礎額とする。